

サンフランシスコ体制と沖縄

基地問題の原点を考える

井 端 正 幸*

目 次

はじめに

・アメリカ支配下の沖縄 基地問題の原点

1. 「沖縄戦」と基地建設

2. サンフランシスコ体制の成立とその特徴

・日本の国連加盟と沖縄

1. 信託統治制度と沖縄

2. 日本の国連加盟とサ条約第3条

・政府の「論理」と施政権返還問題

1. 政府の「論理」の検討

2. 「安保改定」と「施政権」返還

むすびにかえて

は じ め に

2010年は、「安保改定50年」の節目であった。周知のように、サンフランシスコ平和条約と（旧）日米安全保障条約が1952（昭和27）年4月28日に発効し、いわゆるサンフランシスコ体制、日米安保体制が成立した。これによって日本本土は「独立」したが、沖縄は軍事占領の再編成ともいえるアメリカの施政権下におかれることになった。その後、旧安保条約は1960年に改定され、それから50年が経過したわけである。

しかし、この「安保改定50年」というのは、日本本土にとっての日米安

* いばた・まさゆき 沖縄国際大学法学部教授

保体制の意味やその変容を問題にする場合の節目ではあるが、これと密接な関係にある「沖縄の法的地位」にかかわる諸問題をも視野に入れなければ、その真の意味は明らかにならない。というのは、「沖縄の法的地位」とその変遷、および沖縄が未だにかかえている米軍基地をめぐる諸問題は、わが国が「独立国家」「法治国家」の名に値するのかを問い続けてきたといえるからである。

この小稿では、第二次世界大戦、あるいは太平洋戦争末期の「沖縄戦」を契機とする米軍による軍用地接收・基地建設に関する諸問題、そしてそれ以後に沖縄がおかれた状況、およびサンフランシスコ体制の成立によって沖縄がおかれた「法的地位」、さらに沖縄の施政権返還にかかわる諸問題について検討する。特に沖縄をアメリカの施政権下に置くことを定めていたサンフランシスコ平和条約第3条をめぐる国会での論戦を振り返り、その際の政府の答弁、もしくは政府の「論理」の問題点をあらためて検証したいと思う。

・アメリカ支配下の沖縄 基地問題の原点

1. 「沖縄戦」と基地建設

沖縄県知事公室基地対策課が編集・発行している『沖縄の米軍及び自衛隊基地』の第1章第1節・復帰前の米軍基地問題の中に以下のような記述がある。

「米軍の占領は、沖縄本島を中心とした激しい戦闘の末に確立され、この軍事占領がそのまま戦闘行為終了後の軍用地の使用、接收に引き継がれていった。米軍は、このような戦場または占領地の継続状態としての軍用地の使用は、国際法上当然に与えられた権利であるとし、その根拠として『陸戦の法規慣例に関する条約（いわゆる『ヘーグ陸戦法規』）』をあげ、何らの法制上の措置を必要としないとしていた。

したがって、米軍は占領当初の軍用地に対してはもちろんのこと、その後の新規接收地に対しても軍用地料の支払いをせず、無償のまま使用を続けていた。」¹⁾

これは、沖縄における米軍基地問題の発端とその後の経緯を簡潔にまとめたものだが、ここには重大な問題がある。米軍がいうように、「戦場または占領地の継続状態」として基地を建設し、軍用地として使用し続けることが「国際法上当然に与えられた権利」なのかがそもそも疑わしいのである。

米軍は日本軍の抵抗を予想し、日本を降伏させるために三段階の作戦を想定していた。その第一段階がアイスバーグ作戦(沖縄上陸・1945年3月～10月)であり、続く第二段階がオリンピック作戦(南九州上陸・45年11月～46年2月)、そして第三段階がコロネット作戦(関東平野上陸・46年3月)であった²⁾。これらの作戦計画に沿って、まず「沖縄戦」が45年3月末から開始されたのだが、米軍は、4月1日、沖縄本島に上陸した後、日本軍掃討作戦と並行して本土攻撃に備えて旧日本軍の基地である「中飛行場」を接收し、さらに拡張した上で「嘉手納基地」を建設したほか、普天間基地やキャンプ・コートニー、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧などを次々と建設・整備したのである。

しかし、戦時中とはいえ、軍用地の接收や基地建設などが完全に自由に行えるわけではない。というのは、「ヘーグ陸戦法規」によれば、「占領軍」は「占領地の法律の尊重」(第43条)や「私権の尊重」(第46条2項)、「略奪の禁止」(第47条)などを義務づけられているからである。唯一の例外は、第23条[禁止事項]トが「戦争ノ必要上万已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外敵ノ財産ヲ破壊シ又ハ押収スルコト」と定めていることである。つまり、この規定によれば「戦争ノ必要上万已ムヲ得サル場合」に、例外的に「敵ノ財産ヲ破壊シ又ハ押収スルコト」が認められるのである。したがって、日本が未だに降伏せず、戦闘行為が継続している段階での軍用地接

収・基地建設などが例外的に認められるとしても、戦闘行為が終了した後、あるいは日本が降伏した後も軍用地接收・基地建設がすすめられていたとすれば、いずれも「ヘーグ陸戦法規」違反の疑いが強いことになる。

「沖縄戦」については、米軍は45年6月30日には沖縄本島南部の掃討作戦を終了し、8月4日には沖縄本島北部の掃討作戦を終了した。また、8月15日には日本が「無条件降伏」し、翌9月2日には降伏文書に調印した。したがって、米軍が本土攻撃に備えて軍用地接收・基地建設を行うことは、かなり早い段階でその根拠がなくなったのであり、遅くとも降伏文書に調印した9月2日以後は、いかなる意味でも正当化されるものではない。それ故に、「戦場または占領地の継続状態」として軍用地接收・基地建設を続けることは「国際法上当然に与えられた権利」とはいえないのであり、普天間基地の建設などはそもそも国際法違反の疑いが強いのである。

ところで、米軍政府、および米民政府（1950年設置）が発した布告・布令等において、軍用地接收等の法的根拠が明示されたのは民政府布告第26号「軍用地内に於ける不動産の使用に対する補償」（1953年12月5日付）が最初のものである。この布告の前文には以下のような記述がある。すなわち、「1907年10月18日の第4回『ヘーグ会議』において定められた陸戦法規及び陸上戦闘の規則、慣習等に関する規定第3節第52条の条項に基づき、合衆国軍隊は、占領軍が必要とする不動産を収用し、これを占有した。ノ対日講和条約第2章第3条によって合衆国に与えられた土地収用権に基づき、合衆国軍隊は、1952年4月28日以後、更に、合衆国軍隊の必要とする他の不動産を占有し、これを使用した。」³⁾と。つまり、サンフランシスコ平和条約発効後に初めて講和以前の軍用地接收・基地建設等、および講和後の軍用地接收・基地建設等の「法的根拠」がこの布告によって示されたことになる。しかし、この民政府布告第26号は、「沖縄戦」とそれ以後の軍用地接收・基地建設の実際の経緯をふまえたものとはいえない。というのは、実は軍用地の接收等に関連する別の布告があるからである。

米軍は、「沖縄戦」開始とほぼ同時に米海軍軍政府布告第1号「米国軍

占領下ノ南西諸島及其近海居住民ニ告グ」(通称「ニミッツ布告」)⁴⁾を發し、日本政府の行政權等の權限を停止したが、これに続いて軍用地接收・基地建設に關連するものとして、同じく1945年に米國海軍軍政府布告第7号「財産の管理」⁵⁾を發している。この布告でいう「財産」には「遺棄財産」、「國有財産」、「國際公法の下に賠償無くして略取し得る私有財産」の三種がある。特に問題となるのは「國際公法の下に賠償無くして略取し得る私有財産」とは何かである。この布告の第1条・用語の解説によれば、それは、「國際公法の下に賠償無くして略取し得る總ての私有財産及び財産管理官が國際公法の下に賠償無くして略取し得る私有財産と決定したる總ての私有財産を含む。」という。のみならず、第7条では「軍政府及び其の官憲は本布告に依りて支配さる可き財産の所有者に対し又は其れに關係ある如何なる者に対しても或は斯る財産より生ずる如何なる損失又は損害に対しても或は斯る財産の所有者又は其の他の者が斯る財産の支配權獲得の理由に依りて生じたる直接又は間接の如何なる損失に対しても之を賠償す可き責任を有せず。」⁶⁾と規定している。しかし、「國際公法の下に」とはいうものの、これがいかなる法的根拠によって認められるものか、一切明示されていないのである⁷⁾。

こうして「沖繩戦」とそれ以後の米軍による軍用地接收・基地建設は法的根拠が曖昧であるのみならず、國際法違反の疑いがきわめて強い⁸⁾。しかも、いわゆる「銃剣とブルドーザー」によって、武装米兵が抵抗する住民を排除し、土地を一方的にとりあげながら、米軍基地の拡大・強化が強引に推し進められたのである。

2. サンフランシスコ体制の成立とその特徴

ポツダム宣言や「降伏後に於ける米國の初期の対日方針」(1945年9月22日)などによれば、アメリカは、占領開始当初は日本を完全に非武装化・非軍事化することを目的としていた。しかし、沖繩については、アメリカの極東戦略との関係で、最初から日本本土とは異なる位置付けと扱い

がなされていた。たとえば、1949年10月11日、コリンズ米陸軍参謀総長（当時）が来日した際に「沖縄の無期限保持」を表明したのに続いて、翌50年2月10日、GHQが「沖縄に恒久的基地建設をはじめると発表していたのである。

このように、とくに米軍部はほぼ一貫して沖縄をアメリカの支配下におき続けること、あるいは米国領有も辞さない姿勢を示していた。ところが、軍部の主張は領土不拡大原則に反するとしてこれに反対の立場をとり、可能な限り早く沖縄を日本に返還すべきであると主張していたのが国務省である。米政府内では、国務省と米軍部との対立が続いていたのである⁹⁾。

こうした中で、1949年に中華人民共和国が成立したこと、および翌50年6月に朝鮮戦争が勃発したことが、アメリカの対日政策を転換させる契機となった。これが講和交渉にも影響を与えることになり、1951年のサンフランシスコ平和条約（以下、サ条約と略記）と（旧）日米安全保障条約（以下、安保条約と略記）の締結に連なるのである。そして、翌52年、サ条約と安保条約が発効し、サンフランシスコ体制、日米安保体制が成立した。

これまでの議論をふまえてまとめておこなうならば、サ条約の特徴は以下のとおりである。第1に、日本の再軍備を制限する条項をおこなったことであり、第2に、サ条約第3条に基づいてアメリカが沖縄などを直接統治するものとしていたことである。第3に、サ条約第5条が日本が「自衛権」を有することを明記した上で、集団的安全保障取極を締結できるとしたこと、つまり、「自衛権」の名による日本の公然たる再軍備を認めるとともに、安保条約締結への道を用意したことである。第4に、サ条約第6条が占領軍はこの条約発効後90日以内に撤退するものと定めておきながら、ただし書きで「特別の協定があれば外国軍隊の駐留を妨げない」とし、米軍駐留を「合法化」、正当化したことである。

このサ条約と密接不可分の関係にある、旧安保条約の特徴は以下の諸点にある。第1に、条約前文に「自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負う

ことを期待する」と明記し、日本に再軍備の責任を負わせたことである。第2に、前文と第1条で日本の「安全保障」のため、「日本の希望」に基づいて米軍が駐留し、日本が米軍に基地を提供すること、いわゆる「全土基地方式」を定めていたことである。第3に、同じく第1条において、日本国内で大規模な内乱や騒擾が発生した場合、これを鎮圧するために米軍が出動する場合があることを定めていたことである(いわゆる「内乱条項」)。これとあわせて、旧安保条約が米比条約、ANZUS、米韓条約など、一連の二国間条約、多国間条約の一環として締結され、これによって沖縄を相互の「共同防衛地域」とする反共軍事同盟が形成されたことにも注意しておく必要がある¹⁰⁾。

サンフランシスコ体制の成立によって、一方で日本本土は「独立」したが、他方で沖縄は形を変えて引き続きアメリカの支配下におかれることになった。というのは、サ条約第3条が、沖縄などをアメリカを「唯一の施政権者とする信託統治制度の下におく」との提案が国際連合に対してなされた場合、日本がこれに同意すること、このような提案が実現するまでは、アメリカが沖縄などに対して「行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有する」¹¹⁾と定めていたからである。その上で、日本には「潜在主権」が残るとされていた。

ところで、長らく日米関係と沖縄をめぐる諸問題に取り組んできた宮里政玄氏は、「対日平和条約第3条と潜在主権については、まだ定説はないようである。」¹²⁾とのべている。サ条約第3条成立の背景やその意味についての評価だと思われるが、何をもち「定説」とするかについてはなお議論の余地があるかもしれない。しかし、このサ条約第3条が成立した背景、およびその意味は概ね以下のとおりであろう。

第1に、米政府内で沖縄の早期返還を唱える国務省と米国領有も辞さないとしていた軍部との間で、かなり厳しい対立と駆け引きがあったことである¹³⁾。第2に、国際政治の世界における駆け引き、取引がからんでいたことである。たとえば、旧日本の委任統治領であるミクロネシアの「統治

形態」をめぐる、この点でも米政府内でミクロネシアへの信託統治制度の適用を主張する国務省と完全な併合を要求する軍部との間で対立があったが、最終的には戦略的信託統治を提案することになり、これにヤルタ秘密協定で千島列島をソ連に引き渡すことを約束していたことを梃子にして、ソ連の同意を取り付けることに成功したのである。この問題は、旧日本の委任統治領でさえもアメリカが公然と併合もしくは領有することができなかったことを意味している¹⁴⁾。

第3に、日本側の「二重外交」の問題がある。講和交渉に当たっていた吉田茂首相（当時）が国会で「私は軍事基地は貸したくないと考えております」（1950年7月29日参議院外務委員会）とのべていたにもかかわらず、日本が自発的に基地を貸与する形になったのは、日米同盟の締結やアメリカが長期にわたって沖縄を統治することを暗に促していた、いわゆる「天皇メッセージ」および天皇の「沖縄メッセージ」の影響を抜きにしては考えられないであろう¹⁵⁾。第4に、オーストラリアやニュージーランドなどが日本の軍国主義復活を警戒して、主権を残さない形での沖縄の信託統治構想を支持していたことも無視できない要素であった¹⁶⁾。

こうした経緯や背景の下で、沖縄を信託統治制度の下におくとの構想が、講和交渉の過程で浮上したのである。しかし、日本に「潜在的主権」が残るとされたことや、吉田首相が沖縄の地位についての最終的決定ではないと受け止めていたことなどからも明らかのように、サ条約第3条はあくまでも暫定的なものであった。

．日本の国連加盟と沖縄

1．信託統治制度と沖縄

サ条約と旧安保条約については、その締結の前後からさまざまな議論があった。まず、このサ条約第3条については、「領土不拡大の原則」を確認したカイロ宣言（1943年11月27日）やこの宣言の「履行」をうたっている

るポツダム宣言に反するのではないかが問題であった。次に、沖縄などがポツダム宣言第8項でいう「吾等ノ決定スル諸小島」に含まれるか否かが問題であり、これとも関連して、そもそも沖縄などを信託統治の対象にできるか否か、などが問題であった。

仮に沖縄などを信託統治の対象にできないとすれば、サ条約第3条はそもそも無効だったということになる(第3条無効論)。また、サ条約第3条に基づいて沖縄などがアメリカの施政権下におかれることになったとしても、日本が国際連合に加盟することによって沖縄などを信託統治の対象にすることができなくなるのではないかと、いう点も問題となった。この場合は、日本の国連加盟によってサ条約第3条が失効することになる(第3条失効論)。以下ではこれらの問題をめぐって、国会ではどのような議論が行われたのか、そして政府はどのような認識もしくは見解を示したのか、などについて検証したいと思う。

サ条約、旧安保条約をめぐって最初の論戦が行われたのは、サ条約などが締結されて間もない第12回臨時国会(1951[昭和26]年10月10日~12月9日)においてであった。中でも11月5日および6日の参議院・平和条約及び日米安全保障条約特別委員会における議論では、主に第3条失効論が問題となっている。11月5日の同委員会における主な質疑応答は以下のとおりである。なお、質疑応答の中で「77条の(は)」とあるのは国連憲章「77条1項c」のことである。(下線=引用者)

堀木錬三君 第3条の問題については、随分あちらこちらから御質問があったわけですが、なお且つまだはっきりしないような気がするのですが、方向を変えまして、このポツダム宣言の、「日本国ノ主権八本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島」と、この諸小島に南西諸島は入っておるんですか、どうですか。

政府委員(西村熊雄君) 御質問の通り私どもも考えております。入ると考えております。

堀木錬三君 そうすると、これは日本国の領土でございますが、その点について

もう一点お聞きしたいことは、大体この平和条約で、日本の国は国際連合憲章の78条ですが、「国際連合加盟国の間の関係は、主権平等の原則の尊重を基礎とするから、信託統治制度は、加盟国となった地域には適用しない。」、こういう規定があるのでございますが、大体この平和条約で日本の国が実際に実現するか知りませんが、ともかくも調印国間には日本国が国際連合に加盟するということを一前提としているわけでございますが、そういう点からみまると、この信託統治はそういう場合が実現したときは消滅する、こういうふうと考えていいのでございましょうか。

政府委員（西村熊雄君） その点は堀木委員78条を読み違えておいでになるのであります。78条は、或特定の地域が独立をいたしまして、国連加盟国となった場合には、もう国連信託統治制度はその地域には行ってはいけないという趣旨でございます。独立国があつてその領有してある植民地の一部を信託統治に付し得ることは、すでに78条の（は）によつても予見しております。領域の一部を信託統治制度に置くことは、何ら差し支えないのであります。地域全体が独立国となり、国際連合加盟国になった場合には信託統治はその地域には成り立ち得ないという趣旨でございます。（この答弁で「78条」とあるのは「77条」の誤りである 引用者注）

堀木錬三君 その点は、やや、はっきりしておるんですが、主権平等、日本の国の領土の一部としますと、そうすると、そのうちの一部については主権国間で信託統治が行われてもいい、こういうふう解釈していいのでございましょうか。

政府委員（西村熊雄君） それは77条の（は）等を見ましても、そういう場合を予見しておるわけでございます。国際連合加盟国がその領域の一部を自発的に信託統治制度に置くことを予見いたしておることございまして、少しもおかしくありません。

（ 中 略 ）

岡田宗司君 今の点に関連して78条の問題ですが、日本に主権が残る、そうして日本が今度国際連合の加盟国となる、その場合に日本の一部に信託統治が行われる、実に奇妙な話なんです。その場合に果して日本が平等の主権を持った国になるか、こういう点なんですがね。先ずその点からお伺いしたい。つまり日本が国際連合一員になったときに日本の一部に信託統治が行われる、而もアメリカを唯一の施政者とする信託統治が行われると、その場合に日本

は国際連合の平等なる権利を持つ一員であり得るかという点についての御解釈をお聞きしたい。

政府委員(西村熊雄君) その点はあり得ると考えるわけであります。と申しますのは、77条でございましたが、信託統治制度そのものについて委任統治地域を引き受けるものと、旧敵国から離すものと、加盟国が自発的に自己の領域の一部を提供して信託統治制度に置く場合とを考えております。この国際連合憲章におきましては、御指摘のようなことは十分考え得る次第でございます。

この質疑応答からうかがえることは、政府は第3条失効論のみならず、第3条無効論をも斥けていることである。後の議論ではやや異なる見解が示されることもあるが、基本的にはこの見解が以後の政府の立場の基調となっていくのである。

しかし、サ条約第3条については、当初から厳しい批判があった。たとえば、田畑茂二郎氏は、サ条約発効後間もない段階で、次のように批判していた。「しかし、『潜在主権』という言葉は極めて意味の不明確なものであり、それに、国連憲章第77条が信託統治の対象たるべき地域を『第二次世界戦争の結果として敵国から分離される地域』というふうに規定している点からみて、名目はとにかく、実質的には完全に日本の主権から離れてしまうことは必至であろう。従って、ソ同盟が50年11月20日の対米覚書の中で指摘しているように、『領土拡張に対してなんらの意図をも有しない』ことを宣明したカイロ宣言の趣旨に真向から背くことは明白である。」¹⁷⁾と。

さらに、高野雄一氏もまた次のように批判していた。すなわち、「日本に潜在主権を残すのだから、領土の変更に該当せず、非民主的領土変更の原則にもふれる問題でない、と強弁することも許されないであろう。主権の移譲はなくても、これが領土的処理に属することはいうまでもない。そして、非民主的な領土変更の禁止により重要な関係をもつのは、沖縄の場合にみられるように、なによりも現実の統治権の移動である。加えて、日

本に潜在主権を残し、将来日本に完全復帰させる途を開いておくような、一時的・権道的な信託統治制度の利用は、制度の濫用であり、政治目的の粉飾であり、法的に疑問あるものとしなくてはならない。」¹⁸⁾と。

2. 日本の国連加盟とサ条約第3条

あらためてサ条約第3条が議論の焦点になるのは、日本の国連加盟が実現する前後の時期である。まず、日本が国連に加盟する直前の第25回通常国会（1956 [昭和31] 年11月12日～12月19日）においては以下のような質疑応答があった（12月12日・衆議院外務委員会、高岡大輔委員と中川融外務事務官・アジア局長との質疑応答）（下線 = 引用者）

高岡委員 数日前に当委員会におきまして、沖縄の方々から参考人となっていただいていろいろ事情をお聞きしたのでありますが、その際に仲吉さんという参考人の方から沖縄の施政権の問題についての御発言がありました。そのお話の内容を聞いておりますと、日本が近く国連に加盟が許されるようになる機会において、国連憲章の78条並びに103条、107条のそれぞれ一連の条約によりまして、この際沖縄における施政権を一日も早く日本に返還してほしいという意味の陳述でありました。しかし考えてみますと、アメリカの方ではまだ沖縄に対しては信託統治をやっていないのであります。また聞くところによりますれば、アメリカは沖縄に対して信託統治を国連に申し出ようとはしないという意味のことを聞いておりますけれども、果してアメリカでそのようなことを言っているのかどうか、これらの点につきまして外務当局から御説明を願いたいと思います。

中川説明員 国際連合に日本が加盟した場合に、国際連合の憲章に従いまして日本の一部である沖縄を信託統治にするということではできなくなるのではないかという法律解釈が一部の方々にあるのでありまして、これについては外務省及び政府当局としても慎重に研究してきたのでありますが、政府の見るところでは、国連憲章の規定から当然にそのような解釈は出てこないというのがただいままでの結論でございます。その意味は、国連憲章に書いてある趣旨は、ある地域が全部一つの独立国として国連に加盟するという場合には、そこに信託統治制度がしかれておったものはなくなるという大体の趣旨であ

りまして、従って沖縄のような日本の一部が戦争の結果として信託統治になるかもしらぬという平和条約の規定になっておる、こういう事態には適用しないという結論にならざるを得ないと思うのであります。

またただいま御指摘になりましたようなアメリカの考え方として、平和条約の規定はあるけれども、沖縄について信託統治を要求する考えはないということは、これは累次の機会におきまして、アメリカ側から非公式にそういう意思を表明しておるのでありまして、日本側としても決して信託統治に付せられることを希望しない関係上、アメリカのそういう考え方には、日本としてもこれをむしろ歓迎しておるのが従来のいきさつであります。従ってアメリカが平和条約の規定によって、近い将来沖縄を信託統治にするということを国際連合に提議するということは、まずないものと考えております。

この答弁は、基本的には先にみた政府見解の繰り返しである。しかし、この時点ですでに、非公式とはいえアメリカが沖縄を信託統治の下におくことを提案する意思がないことを繰り返し表明していたのであれば、沖縄の施政権返還を求めることは十分可能だったはずである。それ故に、そのための法的論理を明確にすることこそが政府の責務であるにもかかわらず、それを回避し続けたことになるのではなかろうか¹⁹⁾。

次に、日本の国連加盟が実現(1956[昭和31]年12月18日)した直後の第26回通常国会において、岡田宗司委員と岸国務大臣との間でサ条約第3条が経過措置であり、無効になったのではないかという点に関する質疑応答があった(1957[昭和32]年3月16日・衆議院外務委員会)。これに続いて、約1ヶ月後の4月16日の衆議院法務委員会では、以下のような注目すべき質疑応答があった(佐竹晴記委員と岸信介国務大臣との質疑応答)。

佐竹(晴)委員(前略)平和条約の第3条後段の、信託統治が提案され可決されるまで沖縄の施政権はアメリカが持つというのは、アメリカが沖縄を信託統治に付することを予想し、信託統治が可決されるまで、一時的、暫定的にアメリカが施政権を持つという趣旨を明らかにしたものでありますことはいうまでもないと思います。アメリカがいつまでも長く施政権を行うという趣旨でないことは当然であると思います。ところが、今日アメリカは沖縄を信

託統治に付する腹もなければ、また、法律上から見ても、事実上から申し上げても、信託統治にすることは不能といわなければならぬと思います。なぜなら、信託統治に付するには国連憲章に従わなければなりません、同憲章76条の基本目的は沖縄には当てはまりませんし、さらに、日本は今回国連に加盟いたしましたので、同憲章78条によって、国連加盟国となった地域には適用されません上に、もし沖縄を戦略的信託統治にしよういたしますならば、安保理事国の一員であるソ連の同意を得られなければなりません、拒否権を行使されることは火を見るよりも明らかでありますし、また、アメリカも信託統治にしてわざわざ安保理事国を含む信託統治理事会の定期検査を受けるようなことを甘受しようはずはないのであります。そうだといたしますならば、平和条約3条の、信託統治に付するまでアメリカが施政権を持つという暫定的条項は、その根拠を失っているといわなければなりません。不能の条件を付せられた条文と化しているものといわなければなりません。不能の条件を付した条文が効力を持ちませんことは、公法、私法を通ずる原則であります。よって、今日においては、沖縄の基地については本土並みに日米安全保障条約及び行政協定を適用するかいなかを新たに協定すべき段階になっており、基地以外の一般住民に対する施政権はすみやかに日本に返すべきであると考えます。政府は強くこれをアメリカに主張すべきであると思いますが、いかがでございましょう。

岸国務大臣 平和条約第3条並びに国連憲章の今おあげになりました条文等との対比における法律解釈につきましては、今佐竹委員がお話になりましたような御意見も、大いに私ども首肯すべき点が多いと思うのでありますが、また、反対的な法律的な解釈も立ち得るのでございまして、この解釈を法律的にどうするかということは、なお一そう私としても研究をいたしたいと思えます。しかし、法律的に申しまして、今佐竹委員が御指摘になったような議論も立つことでございますし、また、この条約ができました当時と、今日の日本の立場というものも非常に違っております。特に国連に加盟してあるという一つの事実から見ましても違ってございますし、従いまして、また将来の日米関係というものを考えてみましても、沖縄の地位を今まで通りしておくことが日米両国にとって決して長い友好関係を増進することにならないという点から考えましても、私は、沖縄の地位につきましては、十分腹を打ちあけて、日本国民の考えておる通り、要望しておる国民の気持ちをおるアメリカの首

脳部に十分に納得せしめ、これをアメリカ側において十分に考慮を求めると
いうことがこの際必要である、かように考えておりまして、できるだけそう
いう努力をいたしたい考えでございます。

この間の質疑応答をみる限りでは、政府はサ条約第3条失効論に傾きか
けていたかのである。ところが、4月19日の衆議院外務委員会での岡
田宗司委員との質疑応答において、岸国務大臣はサ条約第3条失効論を
「そのままは認ずるといふことはどうもむづかしい」とのべて、再び以前
の政府見解に逆戻りしている。そして、これ以後、政府の見解はほとんど
変わらない。こうして、日本政府は、サ条約締結前後、および日本の国連
加盟が実現する前後の国会での質疑応答の際、ほぼ一貫して第3条無効論、
第3条失効論、いずれをも否定し続けたのである。

・ 政府の「論理」と施政権返還問題

1. 政府の「論理」の検討

主にサ条約第3条に関する国会での質疑応答における政府の答弁、その
「論理」は、実に奇妙である。それは、サ条約第3条の法的効力に関する
論理的な解釈、もしくは的確な説明とはいいがたい。この点については、
ポツダム宣言がその遵守をうたっていたカイロ宣言に遡って検討する必要
がある。

カイロ宣言は、米、英、中華民国の三カ国首脳によってまとめられたも
のである。この宣言は、「右同盟国八自国ノタメニ何等ノ利得ヲモ欲ス
ルモノニ非ズ又領土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ズ」とうたった上
で、以下のようにのべていた。

「右同盟国ノ目的ハ日本国ヨリ1914年ノ第一次世界戦争ノ開始以後二
於テ日本国ガ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪
スルコト並ニ満州、台湾及澎湖島ノ如キ日本国ガ清国人ヨリ盗取シタ

ル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ日本国ハ又暴力及貪欲ニ依リ日本国ノ奪取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラルベシ / 前記三大国ハ朝鮮ノ人民ノ奴隷状態ニ留意シ臆テ朝鮮ヲ自由独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス」²⁰⁾

この宣言に照らせば、アメリカを含む連合国が日本に対して日本の旧植民地などの「分離」および「返還」を求めることは当然だとしても、旧植民地ではなく、日本の固有の領土である沖縄などを「分離」して信託統治制度の下に置くことにはそもそも無理があるというほかはない。国連憲章に照らしても、ほぼ同様であろう。その意味で、政府の説明、見解は「論理」の名に値しない。

仮にサ条約第3条が有効だとした場合、この規定は、アメリカが国際連合に沖縄などを信託統治制度の下におくとの提案を行った場合、日本がこれに同意すること、それまでの間沖縄などをアメリカの施政権の下におくことを定めているにすぎない。ところが、日本が国連に加盟した後もそのような提案が行えるのか、および沖縄をアメリカの施政権下におき続けることができるのか、などについてはいずれもあり得ると肯定的に答えているのであるが、そこには論理のすり替えと矛盾がある。

日本が国連に加盟した後に、沖縄を信託統治制度の下におくとの提案を行うことは、果たして可能なのだろうか。

第1に、国連憲章第77条1項bに基づいて「第二次世界戦争の結果として敵国から分離される地域」として沖縄を信託統治制度の下におくのだとすれば、そもそも旧植民地ではなく日本固有の領土である沖縄などについて、そのような提案を行うことは、「主権平等の原則」などに照らして、そもそも不可能であろう。ましてやその提案が沖縄などを領有することを目的とするものならば、「領土不拡大の原則」に違反するのみならず、信託統治制度の本来の目的にも反するから、これまた不可能である。第2に、同じく国連憲章第77条1項cに基づいて「施政について責任を負う国に

よって自発的にこの制度の下におかれる地域」として沖縄を信託統治制度の下におくのだとすれば、この場合、「施政について責任を負う国」は日米いずれなのであろうか。仮にこれがアメリカだとすれば、サ条約第3条に基づいて暫定的に施政権を有しているとはいえ、そもそもアメリカの領土や植民地ではない沖縄などを「自発的に」この制度の下におくことを提案できるはずがない。また、これが日本だとすれば、植民地ではなく固有の領土である沖縄を信託統治制度の下におくとの提案を日本が「自発的に」行うことなど、これまたありえないことである。第3に、国会での質疑応答の際、政府は、独立国が自発的に「自己の領域の一部を提供して信託統治制度に置く場合」があると答えてはいるものの、それはその領域が植民地である場合を想定していたはずである。それ故に、沖縄などが国連憲章第77条1項cの地域に該当するはずがない。したがって、政府の答弁、あるいは説明は、一般論、抽象論としてであれば成り立つ議論だとしても、実際には、沖縄などにあてはめることができないというほかはない。

サ条約第3条無効論、あるいは第3条失効論、このいずれかを前面に打ち出すとすれば、沖縄の施政権返還を求めるきわめて有力な論理として使えたかもしれない。にもかかわらず、一般論、抽象論によっていずれをも斥けた政府の「論理」は、アメリカ政府と真っ向から対決することを避けるための「敗北の論理」とでもいうほかはない。

2. 「安保改定」と「施政権」返還

サンフランシスコ体制が成立して間もない1950年代半ばから、いわゆる「安保改定」に関する日米交渉がはじまった。というのも、旧安保条約は日米関係が「対等」でない上に有効期限が付されていないなど、そもそも問題が多かったからである。その後、岸内閣の下で1960年に「安保改定」が実現したのは周知のとおりである。

ところで、岸は「安保改定」交渉と並行して沖縄の施政権返還を要求することを明らかにしていた。これに関連して、岸は首相就任直後の1957年

4月、マッカーサー駐日大使（当時）との会談で「琉球・小笠原は、カイロ宣言で言及された領土のカテゴリーにはいるものではなく、日本固有の領土である。また、日本人は沖縄住民が異民族支配のもとにあると見て同情している。さらに、日本人は米国の沖縄統治の正統性について疑問を持っている。」との見解を示したという²¹⁾。しかし、その法的論理は必ずしも明快なものとはいえなかった。

たとえば、訪米直前の1957（昭和32）年5月2日、衆議院外務委員会において、松本七郎委員から施政権返還方針について「もっと日本に有利な法理論が用意されておるのだらうと思うのですが、いかなる論理をもってこれに対抗されようとしておるのか」と問いただされて、岸国務大臣は以下のように答えている。すなわち、「岡田委員の御議論（サ条約第3条失効論 引用者注）も大いに傾聴すべき御議論だと実は私も考えております。しかしこの沖縄の施政権、いわゆるステータスに関する問題というのは、ただ単に条約の解釈がこうだからというだけでなく、もう少し両国の考え方の根本に関する問題だと私は思っております。従いましてこの問題を考え、話し合う場合におきましては、私は日本の国民感情なりあるいはまたこういう条約ができ、ああいう状態になった当時の事情や、今後の日米関係から見て、どうということが望ましい形であり、どうことが最も妥当な形であるかというような点に関して、あらゆる面からわれわれの考えを率直に述べて、そうして向こうの見解をただすということをしてみたいと思います。」と。これは、いささか観念的かつ情緒的な主張というほかはない。このような姿勢で臨むならば、沖縄の施政権返還をめぐる交渉が進展しないことは明瞭であろう²²⁾。ここにもサ条約第3条無効論、第3条失効論いずれをも斥けた、当時の政府の姿勢が反映している。

ところで、いわゆる「安保改定」後、沖縄問題を含むアメリカの対日政策に変化が現れてきた。それを象徴するのが「琉球列島管理に関する行政命令第10713号の一部改正に関するケネディ大統領声明」（1962年3月19日）である。この声明は、「私は、琉球諸島が日本本土の一部であること

を認めるもので、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本国の完全な主権の下へ復帰せしめることを許す日を待望している。」²³⁾とのべていた。これは、沖縄が日本の領土であることを認めた上で、沖縄を信託統治制度の下におくとの提案を行う意思を放棄したことを明白に示すものであろう。これによって、アメリカの沖縄支配が違法である疑いがいっそう強くなったといつてよい。

その後、1960年代半ば以降、あらためて沖縄の施政権返還をめぐる問題が浮上した。この頃には、各政党もまた沖縄問題に関する政策や見解を表明している。沖縄の施政権返還を求める点ではほぼ一致しているものの、その論理に関しては、自由民主党を除いてサ条約第3条無効論、もしくは第3条失効論に立脚している点に特徴がある。

ところが、政府が設置した沖縄問題閣僚協議会の第2回会合の後に公表された「沖縄の法的地位に関する政府統一見解」(1965[昭和40]年9月7日)²⁴⁾では、依然としてかつての「論理」が中心に据えられていた。たとえば、「三 平和条約第3条と信託統治」では「同条は、合衆国が必ず信託統治の提案を行わなければならないとは規定していないし、また、提案することについて期限を切ってもいない。従って、米国が、信託統治の提案を行わないことをもって、同条違反であるとか、米国による施政権行使の根拠が失われたとかいうことはできない。」とされていたほか、「四 国連憲章第78条と信託統治」では、この第78条は「すなわち、ある地域が独立して、国連加盟国となった場合は、同地域には信託統治制度は適用しないという趣旨であって、国連加盟国の領域の一部が信託統治制度の下におかれることを排除するものではない。」とされていた。先にみたように、これはおよそ「法的論理」の名に値しないものである²⁵⁾。

沖縄の施政権返還をめぐる問題は、アメリカの軍事戦略や安全保障政策をはじめとする、さまざまな政治的・外交的要因がからんだ複雑なものであったことはたしかであろう。しかし、沖縄の施政権返還交渉を大幅に遅れさせる足かせとなっていたのは、サ条約締結直後から政府が繰り返しの

べていた「敗北の論理」であろう。

むすびにかえて

ところで、1970年には新安保条約の固定期限が切れることになっていた。これにどう対応するかについて、日本政府は、当初、10年固定延長論に傾いていたが、アメリカ政府が安保条約が無期限であることを大前提として、再改定が引き起こす議論や反対闘争を回避したいとの意向を強く持っていたこともあって、いわゆる「自動延長」に落ち着くことになった。そして、1972年ようやく沖縄の施政権が返還されたが、これによって沖縄にも安保条約の効力が及ぶことになった。しかし、これは国際法上根拠のないアメリカの沖縄支配を安保によって法的に補強するという一面を有するものであるのみならず、米軍基地をめぐる諸問題を解決するのではなく、むしろ先送りしたにすぎない。

沖縄は、施政権返還後もほぼ一貫して、いわゆる「二つの法体系」の下での歪みや矛盾の解決を求め続けてきたといえよう。これを未だに放置し続けている日本政府の対米従属的な姿勢が何よりも問題であり、その責任はきわめて重い。特に、そもそも建設されたこと自体国際法違反の疑いが強い上に、世界一危険な普天間基地は、移転・移設ではなく速やかに閉鎖・撤去すべきである。

- 1) 沖縄県知事公室基地対策課編『沖縄の米軍及び自衛隊基地』2010〔平成22〕年3月、1頁。
- 2) 安仁屋政昭他『沖縄はなぜ基地を拒否するか』新日本出版社、1996年、62頁。
- 3) 岡倉古志郎・牧瀬恒二編『資料 沖縄問題』労働旬報社、1969年、209頁。このヘーゲル陸戦法規第3節（款）第52条が軍用地接收等の「法的根拠」といえるか否か、これ自体が大いに疑問である。
- 4) 同前、127頁。
- 5) 同前、202頁。岡倉・牧瀬編の資料集では、この布告は1945年4月1日付とされているが、南方同胞援護会編『追補版 沖縄問題基本資料集』、1972年、102頁以下の「米国海軍軍政府布告改廃一覧」（1970年12月15日現在）によれば、発布年月日については1945年以

下は不明であるという。

- 6) これに関連して、砂川恵伸・安次富哲雄・新垣進「土地法制の変遷」宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法』東京大学出版会、1975年、所収、では「占領初期の軍用地使用」について以下のように指摘されている。すなわち、「米軍の沖縄占領は、全島にわたる激しい戦闘の末に確立され、米軍は、占領体制確立後も対日戦闘配備を継続していたからこの段階の軍用地使用は、『軍用地』とか『基地』とかいう以前の、むしろ『戦場』の継続状態としてとらえるのが適当である。ここでは、いわばすべてが軍用地だったのである。この段階では、米軍によって軍用地の取得や補償のために発せられた特別の法令はみあたらない。思うに、前記布告7号『財産の管理』が取得法の役割をも果たしたとみることができるか。」「こうして、この時期においては、軍用地法制といっても、まず最初に事実としての占拠がそこにあったというだけであり、法制的措置としては、これをいわば追認したところの前記布告7号を別とすれば、かかる事実上の占拠に支障をきたすことのないよう、住民の行動を制限するという、いわば妨害排除ないし妨害予防的な取締法規の制定だけがなされたのである。」(480-481頁)と。たしかに、「沖縄戦」とそれ以後の米軍による軍用地接収・基地建設がこの布告第7号に基づいてすすめられたのか否かは定かではない。しかし、布告第7号がただ単に「占拠」を「追認」したにすぎないとの見方については疑問を禁じえない。いわゆる「ニミッツ布告」を含む一連の布告(案)が「沖縄戦」を開始する前に準備されており、「沖縄戦」開始以後、順次、もしくは時宜に応じて発布され、それが米軍の作戦遂行、および占領行政の法的根拠とされたのではなからうか。現時点ではこれを確認する術はないが、他の資料との照合等を含めて、さらに検証が必要な点である。いずれにしても、本文中にあげた民政府布告第26号前文の記述は単なる「辻褃合わせ」にすぎず、米軍による軍用地接収・基地建設の法的根拠、もしくは論理について真実を語っていないのではないかと、との疑いが強い。

- 7) 新原昭治氏によれば、米軍の土地強制接収略史とでもいうべき資料「沖縄における米国の土地取得の経過」(1954年11月1日)には「1945年の沖縄侵攻にすぐ続き、米国は必要とされた土地を征服の権利(ライト・オブ・コンクエスト)により取得した」との記述があるという(琉球新報、2010年3月16日付)。この資料の日付が、民政府布告第26号が発せられた日付の約1年後であることに注意しておきたい。1954年の時点でおおこのような認識を示していたことからすれば、米軍は、ほぼ一貫して「国際公法の下に賠償無くして略取し得る私有財産」とは、この「征服の権利」によって取得できるものと考えていた可能性がきわめて高い。

これに関連して、1969(昭和44)年5月16日、衆議院外務委員会において、旧委任統治領にあった日本及び日本国民の財産の処理に関する質疑応答において、高島益郎説明員(外務省条約局外務参事官)は以下のようにのべている。

高島説明員 米国の国内法では、敵産管理人、カストディアンという名前を使っておりまして、実はカストディーということばから受ける印象をいたしまして、いかにも財産を管理するだけであって、戦争が終わりますればしかるべき人に返還するということの印象を受けますけれども、先ほど申し上げましたとおり、米国におきましては非常にきびしい措置が戦時行われております。対敵取引法という中で、敵産管

サンフランシスコ体制と沖縄（井端）

財人を指名いたしましたして、指名された敵産管財人に対して、日本、ドイツその他一切の敵国の公私有財産を没収させる、そして戦後も返還も補償もしないという規定をはっきり定めております。したがって、アメリカといたしましては、国内においてそのような考え方をとっていたことは事実でございます。また、占領地におきましても、これは朝鮮の例がございますけれども、先生御承知のとおり、軍令33号の規定によりまして、戦争も何も行われなかったああいう土地においてすら、一切がっさいヴェストする。ヴェストするということばを使っておりますけれども、これによって管理人に一切がっさいの所有権を帰属せしめる。この帰属せしめた財産を韓国政府に移転させるという措置をとっております。（以下略）

この答弁であげられた「対敵取引法」と米国海軍軍政府布告第7号「財産の管理」との関連などは現時点では不明だが、さらに検証が必要だと思われる。

- 8) 加藤一郎氏の以下の指摘は的を射ている。「沖縄では、必要な所を軍用地に接収したのではなく、『はじめに軍用地ありき』であって、不要な所を解除していったのだから、原則と例外とが逆になっている。このことは、必要な最小限度以上のものが軍用地となる結果を生み出している。」「ところで、当初における軍用地の使用は占領軍としての軍事的権力に基いていた。しかし、敵国打倒のため以外の目的で恒久的な基地を設けることは、ヘーグの陸戦法規に違反する疑いが多分にある。」と。加藤一郎「沖縄軍用地問題」『国際法外交雑誌』第56巻第4・5合併号、1958年、143-144頁。日本弁護士連合会「沖縄報告書」法律時報1968年3月臨時増刊号「沖縄白書」所収、もまた「戦闘のための必要性のみが、占領軍の最小限の土地接収を、国際法上合法ならしめる。休戦後の実力による新たな接収は、全く国際法上の正当性を欠くのである。」と指摘していた（200頁）。この報告書は、講和条約発効後の土地使用の違法性などについても厳しく批判していた。
- 9) 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交 日米関係史の文脈』東京大学出版会、1994年、特に第2章・対日講和条約第3条と吉田外交、参照。
- 10) サ条約および旧日米安保条約の特徴については、さしあたり渡辺洋三・岡倉古志郎編『日米安保条約 その解説と資料』労働旬報社、1968年、64-70頁、参照。
- 11) 横田喜三郎氏は、サ条約第3条の条文中、「権力の全部及び一部」とあるのは「誤訳といってもいいくらい不適切である。」と批判していた。その上で、「これを正しく訳すれば、『全部かつ一切の』というべきところである。『全部の権力、そうしていかなる権力も』というのである。」「要するに、行政・立法・司法について、アメリカは全権を持ち、いかなる権利をも行使するということである。」と指摘していた。横田喜三郎「沖縄と日本の主権」国際法学会編『沖縄の地位』有斐閣、1955年、109頁。ほぼ同様の指摘は、星野安三郎「憲法適用と残存主権」法律時報40巻1号（1968年1月号）所収、31頁、参照。
- 12) 宮里政玄『日米関係と沖縄 1945-1972』岩波書店、2000年、41頁。
- 13) この点は、河野・前掲書、宮里・前掲書などがほぼ共通して指摘しているところである。さらに、我部正明「米統合参謀本部における沖縄保有の検討・決定過程 1943年から1946年」法学研究69巻7号、73頁以下、参照。
- 14) 豊下植彦『昭和天皇・マッカーサー会見』岩波現代文庫、2008年、184-186頁、参照。豊下氏は次のようにも指摘している。「このように見てくるならば、ソ連による千島領有

- と米国によるミクロネシアの戦略的信託統治の“相互承認”という、太平洋をめぐる米ソの『勢力圏分割』の構図が浮かび上がらざるを得ないのである。」と。同前, 186頁。
- 15) 豊下, 前掲書, 187-195頁, 参照。豊下氏によれば, 「つまるところ『沖縄メッセージ』は, 沖縄問題をめぐる国務省と軍部の対立を克服する“巧みなレトリック”を日本側から提示して米軍による長期の沖縄支配を可能とし, それによって本土と天皇制の防衛をはかるといふ企図をもって米側に送られたものであった。」という。同前, 187頁。
- 16) 河野, 前掲書, 48頁, 参照。
- 17) 田畑茂二郎「日本の軍事基地化」小椋広勝編『日本資本主義講座2・講話から MSAへ』岩波書店, 1953年, 後に深瀬忠一・山内敏広編『日米安保体制論』(文献選集・日本国憲法14)三省堂, 1978年, 所収, 88頁。入江啓四郎氏もまた, サ条約で沖縄などを「信託統治地域に指定することは, 少なくとも形式論的には正しい。」としながらも, 「しかし以上は一おうの形式論であって, 第一にポツダム宣言の適用として, 琉球諸島や小笠原諸島などにたいし, 信託統治制度をしくということについては, 具体的には何ら国際的諒解はなく, 少なくとも同盟国中に有力な反対意見があり, 第二に信託統治制度の本質からして, これらの地域が, これに適するかどうかの問題がある。」「アメリカの主張は, 形式論であって, 実質論的には問題がある。」と指摘していた。入江啓四郎『日本講和條約の研究』板垣書店, 1951年, 318-319頁。
- 18) 高野雄一『日本の領土』東京大学出版会, 1962年, 103頁。ほぼ同旨の指摘は, 高野雄一「日本の領土処理における二つの盲点 千島と沖縄」, 前掲・国際法学会編『沖縄の地位』, 130頁で行われていた。高野氏の「論理」は, つきつめるならばサ条約第3条無効論ではないかと思われるが, これともやや異なる「信託統治制度濫用論」にとどまるのかもしれない。高野氏は, 後に一方では「第3条の無効は簡単にはいえない。」とのべながら, 他方では「しかし, 信託統治をめぐる基本的事情の変化は, 第3条の失効の主張が, 少なくともその失効を法的に求めうる立場を, 日本に与えたと解される。」とのべている。高野雄一「沖縄返還の法理」法律時報第40巻1号(1968年1月号), 6, 9頁。これは, 第3条失効論に近い論理ではないかと思われる。
- 19) この点に関連して, 皆川洸氏は, 「従って信託統治におくことはやめてしまって, それでいてなお現在の状態を継続しようとするのであれば, そのレジメーションは当然に, すなわち譲与国の承認から独立して, ひきだされ得るものではなく, それは譲与国たる日本の同意にかゝるといわなければならぬ。」「いずれにしても, 日本の同意が得られないとすれば, 合衆国による統治権のそれ以上の行使は, もはや条約上の根拠を失い, 他国の領土において不当に展開されるところの単純な事実上の権力行使に転化するであろう。」と指摘していた。皆川洸「日本の国連加入と南方諸島」『国際法外交雑誌』第56巻第4・5合併号, 1958年, 16頁。
- 20) 岡倉・牧瀬編, 前掲資料集, 121頁, 参照。
- 21) 河野, 前掲書, 152頁。この見解自体は評価に値するかもしれない。しかし, 日米交渉において沖縄の施政権返還を強く求めるとすれば, やはりその裏付けとなる法的論理を明確にしておくことが不可欠であったと思われる。
- 22) 岸が訪米した際に公表された「岸・アイゼンハウアー共同声明」(1957年6月21日)に

は沖縄の施政権返還問題について、以下のように記されている。「総理大臣は、琉球及び小笠原諸島に対する施政権の日本への返還についての日本国民の強い希望を強調した。大統領は、日本がこれらの諸島に対する潜在的な主権を有するという合衆国の立場を再確認した。しかしながら、大統領は、脅威と緊張の状態が極東に存在する限り、合衆国はその現在の状態を維持する必要があるであろうことを指摘した。大統領は、合衆国が、これらの諸島の住民の福祉を増進し、かつ、その経済的及び文化的向上を促進する政策を継続する旨を述べた。」と（岡倉・牧瀬編、前掲資料集、382頁）。米大統領は、サ条約第3条の有効性を大前提として、「日本国民の強い希望」を一顧だにせず、極東における「脅威と緊張」の存在を理由に、沖縄の施政権返還要求をいとも簡単に斥けたかのようである。

これに加えて、河野、前掲書が指摘しているように、「つまり岸内閣期には、対米関係の調整を行う上で沖縄問題を含む複数の政策課題が存在しており、それらの中で沖縄問題の優先順位は決して高いものではなかった。」（184頁）とすれば、その姿勢自体に問題があったといわざるをえない。

- 23) 岡倉・牧瀬編、前掲資料集、190頁。
- 24) 南方同胞援護会編『沖縄問題基本資料集』1968年、624頁以下、参照。また、各政党の政策・見解については、岡倉・牧瀬編、前掲資料集、792頁以下、参照。
- 25) 河野、前掲書は、この統一見解について次のように評している。すなわち、「加えて統一見解の第二項以下は社会党を中心とする野党の第三条解釈に対する反論となっていた。野党の講和条約批判は第三条が日本の国連加盟によって無効となったとするものであったからである。」（230頁）と。しかし、本文中でみたように、これは従来の政府見解のくり返しにすぎず、論理的な「反論」とはいいがたい。

* なお、この小稿は、2010年6月19日に立命館大学土曜講座で話したことの一部を、新たに若干の資料を追加した上でまとめたものであること、および引用、参照した資料については、書名を除いて旧字体を新字体にあらためたことをお断りしておきたい。

* 中島茂樹先生が定年退職されるとのこと、長い間お疲れ様でした。多方面にわたって活躍してこられた先生は、時には辛辣な発言や指摘をされることもありました。しかし、それは一切私心のない、「かくあるべし」という、きわめて適切な、そして鋭い提言であったことは誰もが認めるところでしょう。これを機に気分を一新して、今後も活躍されることを祈念いたします。